

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業(介護予防通所介護相当)料金表

○【基本サービス：介護予防通所介護相当】

項 目		1割負担額	2割負担額	3割負担額
通所型サービス費Ⅰ	1日につき 事業対象者又は要支援1 1月の中で4回までのサービスを行った場合	378円	756円	1,134円
通所型サービス費Ⅱ	1日につき 事業対象者又は要支援2 1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合	389円	778円	1,167円

○【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本サービスに以下の料金が加算されます。

項 目		1割負担額	2割負担額	3割負担額
運動器機能向上加算		1月につき	1月につき	1月につき
※機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに運動器機能向上計画を作成し、これに基づきサービスの提供を行った場合。		225円	450円	675円
若年性認知症利用者受入加算		1月につき	1月につき	1月につき
若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。		240円	480円	720円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 介護福祉士が50%以上配置されていること。	事業対象者又は要支援1	1月につき 72円	1月につき 144円	1月につき 216円
	事業対象者又は要支援2	1月につき 144円	1月につき 288円	1月につき 432円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 介護福祉士が40%以上配置されていること。	事業対象者又は要支援1	1月につき 48円	1月につき 96円	1月につき 144円
	事業対象者又は要支援2	1月につき 96円	1月につき 192円	1月につき 288円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 指定通所介護事業所において3年以上の勤続年数のある職員が30%以上配置されていること。	事業対象者又は要支援1	1月につき 24円	1月につき 48円	1月につき 72円
	事業対象者又は要支援2	1月につき 48円	1月につき 96円	1月につき 144円
生活機能向上グループ活動加算		1月につき	1月につき	1月につき
・機能訓練指導員等が共同して、利用者に対し生活機能の改善等の目的を設定した介護予防通所介護計画を作成している。 ・複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスを準備し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが実施されていること。 ・生活機能向上グループ活動サービスを1週間に1回以上実施していること。		100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に5.9%を乗じた単位数			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.3%を乗じた単位数			
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に2.3%を乗じた単位数			
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の90/100			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の80/100			
介護職員処遇改善加算は（Ⅰ）～（Ⅴ）のいずれか1つのみ算定				

※上記加算は毎月のご利用者及び職員の状況等により変わることがありますので、ご了承ください。

○実費利用料

- ・食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金 1回あたり 500円

- ・日常生活品の購入代金等

オムツ代 : 尿パッド 30円

: 縦型オムツ 50円

: リハビリ M 130円

L 140円

: 紙オムツ M 120円

L 150円